

様式 2

入札設計図書等に関する質問回答書

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

工事等担当課長 秋山晴彦

工事（委託業務）番号	7 都第 1 1 5 1 号
工 事（委託業務）名	橋梁定期点検業務委託
質 問 事 項	回 答 事 項
○連絡車運転費のライトバン機械損料において、運転時間当りと供用日当りの採用単価は損料表 P.2-1-96 の（17）と（20）の単価を使用しているとの認識でよろしいでしょうか。 また、諸雑費においては「5～14 円」若しくは「1～9 円」のどちらで調整されておりますでしょうか。	●「運転 1 時間（日）当り」および「供用 1 日当り」の損料額を採用しています。 また、諸雑費は、施工内訳表の合計金額が有効数字 4 桁となるように端数を計上しています。
○橋梁点検車運転において、単位当りと補正係数の備考欄に補正係数の記載がございますが、これはどちらも掛かっているとの認識でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。
○協議打合せ内訳表記載の往復交通費は直接経費計上で宜しいでしょうか。もしくは直接人件費計上でしょうか。	●直接経費計上になります。
○施工 第 0-0022 号表 連絡車運転費において、諸雑費は有効数字 4 桁とするため、積算後の数値が 4 桁の場合は端数処理無しとの解釈でよろしいでしょうか。 また、上記の考え方と異なる場合は、計上方法をご教授願います。	●お見込みのとおりです。

○施工 第 0-0024～0029 号表 橋梁点検車運転について、福島県歩掛ですと 1 橋あたりではなく、1 日あたりとなっておりますが正しいでしょうか。また、県歩掛と違って、径間数 N と全幅員 B の補正係数以外の補正が Co 橋であれば 0.6、鋼橋であれば 0.8 となっておりますが町独自に補正しているのでしょうか。ご教授願います。

●県歩掛は「1 日あたり」ですが、積算の合理化を図るため、橋梁点検業務積算基準の 6. 作業日数に示されている、機械作業日数を 1 橋あたりに換算し、Co 橋および鋼橋にそれぞれ補正係数を適用しています。